

一荏原郡は文化十一年草定し、文政十年改削を加ふ、就中三田・白金・目黒・品川の地は、追て搜索して補入する所なれば、記中文化後の變革も有べし、又初草せし時【和名鈔】郡郷の次序に據て、南を首として記し始む、今姑因循す、故に豐葛二郡と例を異にす、覽者訝るごと勿れ、

一橘樹郡は文化十三年成、亦南を首とし北を尾とす、下の久良岐同、

一久良岐郡は文化七年起業の始試に作る所、體例尤疎なるを以て、文政十年再訂増加す、

一都筑郡は文化十三年編成、文政十一年頗改正す、

一多磨郡は文化中郡人原胤敦別に命を受けて編纂し、文政五年獻す、體例自餘の記と自異か如きは、一手に出されはなり、下の高麗・秩父二郡亦然、

一足立郡は文政五年成、

一新座郡は久良岐に繼て作、時に朝鮮聘使の至に逢て、總裁臣衡奉命對州に赴く、故を以て每事便ならず、土信・純庸等私に編纂の事を謀して、中神守節專當して贊

成せり、故に文政十一年再校を經といへとも、猶略を免ざるへし、

一入間郡は文政三年成、

一高麗郡は原胤敦草を起し、半途にして致仕す、因て男胤廣命を受け其業を繼、文政五年成、

一比企郡は文政四年、横見・埼玉二郡は文政六年、大里・男衾・幡羅・榛澤・那賀・兒玉・加美七郡は皆文政七年成、

一秩父郡は原胤廣編し、文政八年成、

一舊本【武藏風土記】の成書大抵天平七八年の事ならんには、勅後二十四五年の後初て稿本を奉しなり、天平今を距こと千八十餘年、帝王世を傳ふること七十六、殘缺の蠹餘悉考據由なし、保元平治以下兵革の事起、尋て文治以來政武家より出、四百餘年の間天下一治一亂、しは々々兵燹に逢て文獻の徴に乏し、今御當代昇平二百年の事蹟纔に蒐羅すへくして、勝國以前に至ては所見甚稀なり、起業以後既に二十年、極て功力を盡すといへとも猶漏脱を免ざるへし、